

四街道市保育所等における保育に関する 規則の一部改正について

1. 主な改正の内容

(1) 保育所入所申込時の児童との面接の廃止について

規則第5条に「当該申込みをした児童の保護者（以下「申込保護者」という。）及び児童と面接をした上で」と規定されており、保育所入所申込時に児童と面接をしています。

- ①児童との面接は1分程度であり、また、0～1歳の児童は面接が困難であるため、保護者や児童にとって来庁する負担が大きい。
 - ②保育所入所申込の郵送受付や電子申請に対応できない。
 - ③保護者又は児童の体調不良（新型コロナウイルス感染等を含む）により申込機会を失う可能性がある。
- ①～③により、児童との面接規定を削除します。

(2) 保育所等利用調整基準の「就労内定者」の削除について

現在、「就労（中）」と「就労内定」で5点の点数差を付けています。

「就労内定」は就労することが概ね決定していることから、内定を理由として点数差を付ける必要はないと考え、「就労内定」を「就労（中）」と同じ扱いとして項目を削除します。

2. 改正（案）

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正案につきましては、別紙改正案及び新旧対照表を参照ください。